

令和元年11月18日 定例教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
	・令和元年11月18日(月) 午前10時33分 ~ 午後 0時50分
	・教育委員会室
2 出席者	
教育長	安福正寿
	事務局職員
委員	稲本正
	副教育長 内木 禎
委員	野原正美
	教育次長 堀 貴雄
委員	竹中裕紀
	義務教育総括監 古田 秀人
委員	近藤恵里
	総合教育センター長兼教育支援課長 坂井和裕
	教育総務課長 松本 順志
	教育総務課教育主管(高校) 高橋 宗彦
	教育総務課教育主管(義務) 香田 静夫
	教育管理課長 山田 育康
	教育財務課長 柴田 雅道
	教職員課長 中村 徹平
	教職員課福利厚生室長 若野 明
	教職員課教育主管(義務) 丹羽 美彦
	教職員課教育主管(高校) 小野 悟
	教育研修課 鈴木 健
	学校安全課長 長屋 秀樹
	学校安全課生徒指導企画監 石神・神谷
	学校支援課教育主管(義務) 服部 晃幸
	学校支援課教育主管(高校) 森岡 孝文
	特別支援教育課長 青山 孝
	体育健康課長 狩野 靖
3 議事日程等	
	報第1号、議第1号、2号、3号、4号及び事務局報告(政策)(2)について非公開とすることを決定
4 会議録	
	令和元年10月28日開催の定例教育委員会の会議録を承認
5 審議の概要	
	別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
議第5号	岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について
教 職 員 課 長	<p>岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則についてお諮りする。</p> <p>資料79頁をご覧ください。この規則は、教育職員免許法の規定に基づき、教員免許授与権者である岐阜県教育委員会が別に規定をしているものである。下段の提案理由に記載のとおり、令和元年6月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これにより教育職員免許法の一部が改正されたことに伴い、本県規則の改正が必要になるものである。法律改正の趣旨として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等が免許状を授与されないとする教育職員免許法の規定が削除されたものである。いわゆる、成年被後見人であることをもって一律に免許を取得できないという規制を無くし、個別に審査をしようというものである。これに関しては、教員免許に限らず、地方公務員等、全体的な資格や任用に関する部分について一括で法律の改正が行われたものであるが、今回、本県の規則にあるものに関して免許法の規則が改正されたものである。具体的には、資料85頁をご覧ください。宣誓書の新旧を掲載している。教員免許の授与の申請を受ける際に、申請者から、宣誓書というかたちで、申請書類とあわせて提出をお願いしている。右が宣誓書の旧様式となっているが、その中に、「1 成年被後見人又は被保佐人」という文言が記載されていたが、新様式ではこれを削除している。また、併せて、旧様式には「2 禁錮以上の刑に処せられた者」という文言があるが、常用漢字表の改正に伴い、「禁錮」の「錮」のふりがなを削除した。そのような微細な修正も行っているが、このようなかたちで今回は本規則の改正を行いたいと考えている。</p>
稲本委員	具体的にどのような人が、成年被後見人にあたるのか。
教 職 員 課 長	成年被後見人は法律的にいうと、事理弁識能力を欠く状況にある者で、裁判所より被後見人の審判を受けた方が該当する。被保佐人に関しても、成年被後見人よりは程度として軽いが、事理弁識能力が不十分であるということで、同じように審判を受けた方が該当する。
竹中委員	法律のもと、公務員全般に成年被後見人等を差別しないようになったということか。
教 職 員 課 長	ご指摘のとおり、成年被後見人等であることをもって不当に差別されないようになった。例えば、地方公務員法にも、成年被後見人の欠格条項ということで、成年被後見人であると地方公務員になれないとなっているが、こうした規定も併せて削除されている。
稲本委員	単に教員の問題ではなくて、地方公務員全体の問題ではないのか。
教 職 員 課 長	地方公務員全体の問題である。
稲本委員	教育委員会で議論する、しないの問題ではないように思う。教員が地方公務員ではないという概念があるのであれば、教育委員会が地方公務員でないものに法律をあてはめるのはおかしいという議論になるが、そうではない。
教 職 員	成年被後見人等に関する欠格条項は、地方公務員以外の部分にも及んでいる。元々は

ホームページ用

課 長	学校教育法で教員になれないものということで規定されている。これは私立学校に関しても適用されるが、これらもまとめて今回の法改正によって削除されている。教員免許法も地方公務員というかたちであれば、県立学校と市町村の小中学校も教員という意味では地方公務員だが、国立や私立の教員になる人も同じように免許は取得するため、申請においては、必ずしも地方公務員だけではなくそれ以外の部分も含まれている。
竹中委員	「被後見人」となる人が教育者になれるのかということ議論するとして、反対したら、反対できるということか。
教職員課長	成年被後見人であることをもって一律に排除することはやめようという趣旨である。例えば県立学校等であれば、教員採用試験を実施するため、採用試験において個別に判断していくというかたちになる。
竹中委員	試験は一般的な試験だと思うが、何か起き被後見人になっても、そのことに対しては問題ないという試験もあるということか。要するに、その試験で教員としての適性を見ることができるのか。
教職員課長	いわゆる成年被後見人というのは、事理弁識能力を欠くということで、日常的な意思表示等に問題がある方が一般的であると承知はしているが、教員採用試験においては面接・プレゼンなどがあり、ペーパーテストだけでなく、全体の人物像で評価をしていくため、そういった部分を選考の過程で見たいと考えている。
稲本委員	部活動等で手伝いに来ている人はどのように採用しているのか。そのことと、今回のことは全く関係ないかもしれないが、働き方改革を含め、部活動を手伝いに来ている人についても除外されるのか。
教職員課長	部活動に関しては、部活動アシスタントというかたちで、非常勤職員として雇用している。教員という意味では教員ではないため、直接的に免許に関する規定には関係しない。従来であれば地方公務員にはなれないということで、地方公務員法上の欠格条項にはかかることになっていたが、今回の法改正で地方公務員法の欠格条項がなくなったため、一律に排除されるということにはならない。具体的には、校長が各学校において、それぞれ面接などを行い任命するかたちになるため、その中でその人の人物を見ることになる。
稲本委員	部活動のアシスタントというのは、一応、教員ではないが、地方公務員ということではないか。
教職員課長	そのとおりである。
教育長	議第5号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第6号 令和2年度教職員定期人事異動方針について	
教職員課長	令和2年度教職員定期人事異動方針についてお諮りする。 資料87頁をご覧ください。年度末に向けて人事作業を行っていくが、それにあたり、人事異動方針の大きな方向性について確認をしていただきたいという趣旨である。まず、県立学校について説明する。資料90頁をご覧ください。高等学校・特別支援

学校の定期人事異動方針については、管理職・一般教員・事務職員等と大きく分けており、昨年度と比較して、下線が引いてある部分は修正追記しているが、大きな方針・方向性は変更していない。従前と同様の問題意識や課題意識をもって、引き続き人事上の課題について取り組んでいきたいと考えているところである。特に、管理職に関しては、少子化が進展する中で、特色ある学校づくりを進めていくために、経験や専門性を考慮した異動に配慮すること。また、教育委員の皆さまとも面談をしていただいているが、こうしたものを通して管理職としての適性や力量を測り、さらに若手や女性の積極的な登用を図っていくことを引き続き取り組んでいきたいと考えている。なお、管理職の(2)下線部で今回新たに追記したところもあるが、これは校長面談や若手教頭面談だけでなく、教育委員会で行う学校訪問や教育長が行うスクールミーティングといった、さまざまな機会を通して、多面的な評価をしていきたいということで、明記をしている。次に、資料91頁には、管理職に関する現状のデータを参考程度に添付している。上の表の右に、今の管理職の平均年齢について記載しているが、ご覧のように非常に高い状況となっている。教員全体の年齢構成の関係から、現在の57歳～59歳の層というのが元々厚く突出しているため、今後2、3年はこの傾向が続くのではないかと見込まれるが、今の段階から将来的なことを見通して若手管理職を積極的に登用していくことを考えていきたいと思っている。また、(2)には、女性管理職の積極的な登用についてのデータを記載しているが、県の目標として2020年4月1日時点で、女性管理職20%という登用計画を設定している。現時点では、19.1%となっており、県の目標にはもう少しで到達するという状況にきているため、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えている。ただし、学校種別にみると特別支援学校と高等学校を比較して、高等学校の女性管理職の比率が少し低くなっているため、こうした点については課題意識をもって取り組んでいきたいと考えているところである。資料90頁の「2 一般教員」について説明させていただく。一般教員に関しても、今後、上の世代が退職していくことを想定し、次のリーダーとなる層をしっかりと育成していくことが基本になると考えている。そのため、これまでも取り組んできたところではあるが、引き続き、採用後10年目までに複数の学校を経験することや、課程間、また校種間の交流など、多様な経験をさせることによって職員の資質能力の向上を図っていききたいと考えている。今回は、そうした問題意識のもと、「(2)のウ」に追記をしたが、例えば、教育委員会事務局や知事部局など県庁の行政における経験や、大学院の研修等の重要性についても改めて明記していきたいと考え、今回この追記を行った。次に、小中学校について説明する。資料88頁をご覧ください。小中学校についても、基本的な考えは県立学校と同じようなものだが、小中学校特有の視点として、市町村教育委員会における教育ビジョンや教育の方向性等に配慮した人事を行っている。そのため、「1 管理職」に「(2)市町村教育委員会の長期的展望に立った学校教育の方針と重点の具現が図られるよう、全県的な視野に立って適材のバランスのよい配置に努める。」と記載している。これは、従来から取り組んできたことであり、今年度もこうしたところをもう一度取り組んでいきたいと考えている。今回、小中学校に関して新しく追加した点が2点ある。まず1点目は、「2 一般教員」の「(5)」である。これまでも、特別支援学校や外国人児童生徒への教育の充実に取り組んできたが、来年度から新たに指導教諭という職を配置して、一層の取り組みの充実につなげていきたいと考えている。指導教諭とは、他の教諭等に対して教育指導の改善・充実のために必要な助言や指導を行う職として法律上位置付けられている職である。特に、特別支援教育や日本語指導について、専門性を有する教諭を指導教諭に任命して各地域の拠点校に置き、こうした教育に携わる他の教員に対して、指導・助言を行っていくことで地域の教育の充実を図る役割になってもらいたいと考えている。2点目の「3 事務職員」については、現在、県内の各市町村で、原則1人1校体制で学校事務を運営しているが、こうした学校事務の運営自体をもう少し効率的に行ったり、資質を上げていったりという課題意識があり、事務の共同実施化を進めている。具体的には、学校運営支援室を地域の学校の中の一つに置き、そこを中心に学校事務を組織化し、効率的で資質の高い運営を行っていくような制度化を検討しているところである。それを一層推進していくために、人事方針の観点の一つとして、追加をしたいと考えている。以上が、令和2年度定期人事異

ホームページ用

	<p>動方針の概要であるが、本方針を基本的な方向性として、年度末に向けた具体的な人事を進めていきたいと考えているため、ご指導・ご助言をお願いしたい。</p>
稲本委員	<p>管理職を若返らせなくてはいけないのか。県に出向しないまま校長になってしまっは、はっきり言って世間が狭い。狭いことによって、例えば、いじめ対策が遅れたりすることがあるかもしれない。そもそも教員の定年を延ばすべきであると考え。今、若い人をどんどん上に上げていっても、教員というのは特殊な世界であるため、生徒の方が世の中や外を見ていたりすることもあり、様々なことに対応できない。若くすることが問題なのではなく、やる気がある人は60代、70代であろうがやることことができる。なぜ教員だけが50代で退かなければいけないのか。そこをまず根本的に考えなければいけない。若手登用とは言っても、今、定年に近い人はどんどんいなくなってしまうため、世間的な常識をもった人がその学校からいなくなれば、問題が起きてしまう。先日、教頭面接を行ったが、世の中を全然分かっていない人もいた。いじめが出てきたりするときは、校長の指導力がとても重要である。そうすると世間的な常識をたくさん知っている60代、70代がいてもよいのではないかと思う。そこから考え直して、もう一度人選をした方がよい。また、女性が圧倒的に少ないというのは問題だが、目標が低すぎる。国際的にみると、年齢の問題ではなく質の問題ではないか。そこを考え直して、人事方針を決めていった方がよいのではないかと思う。</p>
教職員課長	<p>平均年齢ということで、象徴的に提示したが、元々課題意識として、今の校長の在職年数が、平均的に3年から4年未満程度になっていることがある。これから特色ある学校づくりや地域の核となっていくような学校をどうしていくのかということ考えた時に、もう少し長く腰を据えて校長としての経験を積んでもらいたいと思っている。その他、定年より上の方々は、様々な経験や専門性を多分にもっているため、再任用制度を周知しながら、それぞれの先生方の経験や知識を学校現場に還元していただくことを考えている。同時に若手のうちから、様々な経験を積んでいくことが大切であると考えているため、早い段階から行政との交流人事や民間企業への派遣を、引き続き進めていきたいと考えている。</p>
稲本委員	<p>資料90頁「(2)のウ」に関してはとてもよいことである。これは、ほぼ全員がやらなければいけないと思う。例えば、小学校にしか勤務せずに、先生ともち上げられれば、自分の行っていることが全部正しいと思ってしまう。そして、ある日突然何かが起きて、自分が行っていることが間違いではないかと言われても、何も対応できなくなってしまう。</p>
竹中委員	<p>資料91頁の女性の管理職への積極的な登用について、校長は12.6%で、部主事となると42.1%もおり、だんだん上へいくごとに減少している。先生方の専門性とマネジメントは異なるため、マネジメントの勉強はどこかでぜひ行っていただきたい。その際に、女性の積極性がなくて減ってしまっているのか、又は、ハードルが高いのか。教育委員会も、圧倒的に男性が多い組織であるため、その辺りに問題がないか一度見直さないといけないと思う。</p>
教職員課長	<p>従前の働き方を前提とすると、管理職になる手前の主任クラスになる辺りから、仕事がハードになり、仕事と家庭の両立が難しいということが実際にあったという話を聞いている。そうした中で、教育委員会としても、働き方改革を進めているため、女性も男性も同じ条件の元で働けるような職場づくりについて、併せて取り組んでいきたいと考えている。</p>
野原委員	<p>校長先生は再任用で活躍していただいているが、例えば、副校長や教頭で再任用している方は実際にいないのか。</p>

ホームページ用

教職員課長	教頭や副校長の再任用はない。校長と一般教員のみである。
野原委員	教頭や副校長を再任用しないのはなぜか。
教育次長	教頭で退職され、教諭として再任用している方はいるが、教頭で再任用していることはない。もちろん中には、校長で退職されて教諭で再任用された方もいる。そういった学校においては、少なからず管理職としての経験が学校を経営する中で、現職の校長や教頭にとってやりにくい部分もあるかもしれないが、頼りになるという話を聞くため、経験を活かしている。それは、こちらで意図的に行う再任用校長とは違うものである。
野原委員	実際、教頭先生は地域のことをよく知っているため、どんなかたちでも学校へ残って、色々なノウハウを教えていただけると有難い部分があるのではないかと。
近藤委員	高等学校・特別支援学校の「1 管理職」の「(2)」に記載されている、下線部の「様々な機会」というのは、現状でどのぐらい若手教頭のために色々なことをされていて、どんなことを加えようとしているのかをもう少しお聞きしたい。総合教育会議での話題だったかもしれないが、主幹教諭の話が上がっていた件はその後どうなったか。
教職員課長	まず、「様々な機会」について、従前、異動方針で明記していたのは、教育長等による校長面談や教育委員等による若手教頭面接である。これまでも、面接と併せて学校訪問というかたちで教職員課が定期的に学校を回り、主任クラスの若手教諭と面談をしたり、教育長がスクールミーティングというかたちで各学校へ行き、管理職と意見を交換したりするという機会があったが、こうした機会もしっかり取り入れて、いろいろな話を聞いて人を評価していきたいと考えているところである。また、主幹教諭に関しては、現在、県立学校で複数の科を置く学校において、副校長を配置していたり、大規模学校や複数学科をもつ学校は、複数の教頭を配置したりすることで組織的に対応している。そうした中で、今後検討しなければならない部分は出てくると思うが、来年度に関しては、こうしたかたちを維持していくことになると考えている。例えば、検討の一つの視点として、特別支援学校の部主事に関して、主幹教諭の役割と重なるものがあるため、将来的には役割と職の整理についても考えていきたいと考えている。
稲本委員	再任用というのは、本人が手を上げるのか、それとも指名するのか。
教職員課長	本人に手を挙げていただくのが前提となる。ただし、挙げていただいても、こちらの人事上の都合もあるため、必ずしも希望どおりにいくとは限らない。
稲本委員	もっと手を挙げて欲しいと言えばよいのではないかと。
教職員課長	これまでも、再任用制度については退職予定者に周知しており、今後も制度の普及に努めたい。
近藤委員	再任用されると、同じ仕事量でも給与が下がるため大変である。
教職員課長	再任用になると現職時代より給与は下がる。上がればいいとは思っているものの、国家公務員全体の給与体系の中で地方公務員の給与は決まっているため、県独自で取組むには限界がある。
稲本委員	相当下がるのか。

ホームページ用

教 職 員 課 長	現職時代の6割～7割程度になる。
稲本委員	それは下がりすぎである。1割程度下がるのであれば、やりたい気持ちが先に立ち、お金のことは気にせず頑張ると思うが、あまり給与が下がりすぎると優秀な人は他へ引っ張られたりしてしまう。それは検討した方がよいのではないかと思う。
教 育 長	議第6号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）	
（1）損害賠償の額を定めることについて	
教 職 員 課 長	<p>資料92頁をご覧いただきたい。前々回の定例教育委員会でも説明したが、芝刈り機を用いた草刈作業中に、飛び石が発生した事案について、その後、新たに2件発生したことから、これを報告するものである。まず、1件目の事案は、県立岐南工業高等学校において、同校用務員が学校敷地内の環境整備のために芝刈り機を操作中、石が飛散したことにより、校内に駐車していた乗用車に衝突したものである。損傷を受けた車両は同校に来校していた個人の車で、車両左側の窓ガラスが破損した。幸い人的な被害はなく、車両の破損のみに留まったが、事故発生原因が県側にあると認められることから、過失割合は県が100%となり、破損したガラスの修理費用78,708円を賠償金として支払うことで、被害車両の持ち主の内諾を得ている状況である。次に、資料94頁をご覧いただきたい。2件目の事案は、令和元年10月17日に関高等学校の敷地内において、用務員が学校敷地内の環境整備のために芝刈り機を操作中、石が飛散したことにより、学校に隣接する車道で信号待ちのために停止していた乗用車に衝突したものである。下部に見取り図を掲載しているが、学校のそばに道路があり、道路から約10mの距離で作業をしていたという状況である。この事案についても、幸い人的な被害はなく、車両の窓ガラスが割れたことに留まったが、事故発生原因が県側にあると認められることから、過失割合は県が100%となり、破損したガラスの修理費用72,600円を賠償金として支払うことで、被害車両の持ち主の内諾を得ている状況である。本件については、地方自治法の規定に基づいて、それぞれ今月の12日と13日付で知事に専決処分を行っており、来月開会する県議会に専決処分を報告するものとして議案上程の要求をしている。こうした学校施設の維持管理においては、敷地内の樹木管理や除草も業務の一つではあるが、9月の定例教育委員会で報告した飛騨高山高校の事案等とあわせ、今年度で3件目の事故発生となる。県教育委員会としては、相次ぐ事故発生を重大なものとして受け止め、10月の3件目の事故が発覚した後、直ちに全県立学校に対して草刈り作業を行う際の人員体制や周囲への注意喚起、飛散防止のための対策をどのように行っているのかということについて緊急点検を行った。これを踏まえ、学校における草刈り作業の際の実質的な管理者となる事務部長を対象とした緊急会議を開催し、作業従事者の安全対策はもちろん、用具や作業区域周辺の事前点検を徹底すること、また、草刈り機を使用することに関して、独立行政法人国民生活センターが使用上の注意ということで注意喚起を行っているため、それを参考にし、例えば作業区域から15m以内に人や車が存在しないことを確認したうえで作業することを改めて徹底した。併せて、先週に県立学校の校長会が開催されたため、その際にも、この内容について周知の徹底を図ったところである。引き続き、こうした施設管理面での事故防止対策について、普段の見直しや改善を継続していくことで、新たな事故発生防止に取り組んでいきたいと考えている。</p>
事務局報告（その他）	

ホームページ用

<p>(1) 岐阜県における全国レベルの表彰について</p> <p>(2) 令和元年度教育委員行事予定について</p>	
教育総務課長	資料99頁には文化部門、資料100頁にはスポーツ部門の全国レベルの表彰について記載している。先般、「いきいき茨城ゆめ国体」が開催され、多数の表彰を受けているため、お目通しいただきたい。資料103頁には、今年度前半に委員の皆さまに参加していただいた行事等を記載している。資料104頁には、今年度後半の行事について記載している。11月30日に開かれる揖斐高校創立100周年記念式典以降の予定についても、引き続きお願いしたい。
稲本委員	省エネ・カー部門での優勝というのは全国規模での優勝なのか。
学校支援課長	先月行われた大会で、主催が中日本自動車短期大学であり、全国規模というよりは中部圏の参加者が多い大会である。
稲本委員	学校か部活動どちらで作成したものなのか。
学校支援課長	岐南工業の機械科としてチームを作っている。授業の一環である。
<p>報第1号 職員の表彰について（非公開）</p>	
<p>教職員の表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第1号 教育に関する事務に係る予算（令和元年度12月補正）に対する意見について（非公開）</p>	
<p>教育に関する事務に係る予算（令和元年度12月補正）に対する意見について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例）（非公開）</p>	
<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第4号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開）</p>	
<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>事務局報告（政策）</p>	
<p>(2) いじめに関する重大事態の発生報告について（非公開）</p>	

ホームページ用

いじめに関する重大事態の発生報告について報告がなされた。

本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第3号 教職員の懲戒処分について（非公開・事務局限定）

教職員の懲戒処分について諮り、承認された。

本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

閉会

午後0時50分、閉会を宣言する。

上記会議録は正当であることを認め署名します。

教 育 長

書 記

